

令和6年8月20日

第9回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第9回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月20日(火) 午後2時00分から午後2時55分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 石川 重彦	2番 菅野 一紀	3番 遠藤 康子
4番 菅野 正寿	5番 阿部 正彦	6番 安齋 秀明
7番 遠藤 伝栄	8番 菅野 秀和	9番 佐藤 美由紀
10番 佐藤 孝	11番 川口 美奈子	12番 松本 太
13番 橋本 政治	14番 斎藤 隆博	15番 佐藤 浩
16番 大内 和長	17番 齋藤 政治	18番 欠 員
19番 佐藤 勝則		

農地利用最適化推進委員

20番 三浦 一也	21番 大石 忠雄	22番 菅沢 政隆
23番 菅野 正信	24番 渡邊 一正	25番 安齋 菊雄
26番 國分 一重	27番 渡邊 孝彦	28番 大野 美和子
29番 佐藤 安弘	30番 菅野 佐太克	31番 根本 満
32番 本多 雅彦	33番 菅野 稔	34番 菊地 清吉
35番 佐藤 洋三	36番 佐藤 薫	37番 佐久間 栄吉
38番 菅野 哲雄		

4 欠席委員

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

30 菅野 佐太克 委員、 35番 佐藤 洋三 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第45号 現況確認証明申請について

第4 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更
申請について

第8 議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
の承認について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 和子 農地係長 湯田 匡史 農地係 菅野 亮裕

8 会議の概要

議長（佐藤勝則）会長 委員会に先立ちまして委員の皆様に申し上げます。

総会におけるマスク着用についてであります。着用は個人の判断となりますのでよろしくお願ひします。また、携帯電話はマナーモード又は電源オフにされますようお願ひいたします。なお、委員会での説明は、簡潔にお願ひします。

議長（佐藤勝則）会長 これより、令和6年第9回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（佐藤勝則）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員18名中18名、推進委員19名中17名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、30番菅野佐太克委員、35番佐藤洋三委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（佐藤勝則）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（佐藤勝則）会長 それでは、4番菅野正寿委員、5番阿部正彦委員の両名を指名いたします。

議長（佐藤勝則）会長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（佐藤勝則）会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただきますようお願いいたします。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第3、議案第45号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案説明の前に、皆様に配布いたしました「議案正誤表」をご覧ください。議案書10ページ番号6の施設等面積に誤りがありましたので、お詫び申し上げ訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは事務局よりご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。

議案第45号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和6年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号1、農地の所在、XXXXXXXXXX外1筆、登記地目・畑、現況地目・山林・原野、面積計1,019平方メートル。非農地の事由についてですが、

長期間耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在、[REDACTED]外3筆、登記地目・畑・田、
現況地目・山林、面積計2,741平方メートル。非農地の事由について、
30年以上前から耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したもの
であります。

番号3、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・
田、面積446平方メートル。非農地の事由について、今後、耕作をする予定
がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであり
ます。

続いて、議案書4ページをご覧ください。

番号4、農地の所在、[REDACTED]外3筆、登記地目・畑・田、現
況地目・山林、面積計2,257平方メートル。非農地の事由について、長期
間耕作しておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

番号5、農地の所在、[REDACTED]、登記地目・畑、現況地目・畑、
面積882平方メートル。非農地の事由について、今後、耕作をする予定がな
いことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。

番号6、農地の所在、[REDACTED]外1筆、登記地目・畑、現況地目・
原野・山林、面積計1,610平方メートル。非農地の事由について、長期間
耕作をしておらず、そのまま放置していたため荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（松本 太）委員 12番松本です。議案45号番号1について調査内容を報告いたします。8月6日午前10時より、事務局より事務局長、宮崎さん、大石推進委員と菊地推進委員と私で現地にて調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりで、現地は荒廃しており、非農地と判断いたしましたので、皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

11番（川口美奈子）委員 11番川口美奈子です。議案第45号番号2について調査内容をご報告いたします。8月7日午前11時から、佐藤会長、推進委員の渡邊一正さん、事務局より局長、宮崎さんと私の5人で現地調査を行いました。事務局説明のとおり、当該農地は30年以上耕作されておらず、山林化をしております。農地への復元は難しい状況であることから、非農地判断基準に合致すると思われまますので、非農地判定やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

3番（遠藤康子）委員 3番遠藤康子です。議案45号番号3について調査内容を報告いたします。8月6日午後2時より、農業委員菅野正寿さん、推進委員本多雅彦さん、事務局から佐藤局長、宮崎さん、私で現地調査を行いました。当該農地は周辺の農地の中央にあり、非農地化することで周辺農地の影響が懸念されることから、非農地判断基準を満たさないと考えられますので非農地

判定は出来ないと決定いたしました。皆様方の審議よろしくお願いたします。

続きまして、45号4番について調査内容を報告いたします。同日、同じく農業委員菅野正寿さん、推進委員本多雅彦さん、事務局から佐藤局長、宮崎さん、私で現地調査を行いました。当該農地は、長期間耕作されておらず、山林化しており、非農地判定やむなしと判断いたしました。皆様方の審議よろしくお願いたします。

32番（本多雅彦）委員 32番推進委員の本多雅彦です。議案第45号番号5番、6番について調査内容を報告いたします。8月6日午後1時30分より、農業委員の菅野正寿さん、遠藤康子さん、事務局より佐藤事務局長、宮崎さんと私とで現地調査を行いました。5番は、耕作する予定は無いのですが、草を刈れば畑として耕作可能と思われるので、非農地は出来ないと判断いたしました。6番につきましては、長期間耕作しておらず竹や雑木に覆われ山林化しており、農地への復元は難しい状況であることから、非農地判定やむなしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議長（佐藤勝則）会長 議案第45号、番号1から番号6について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第45号、番号1から番号6については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第4、議案第46号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案書第46号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和6年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号1および番号2につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受け、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（阿部 正彦）委員 5番の阿部正彦です。議案第48号番号1の調査内容について報告いたします。8月19日午後4時より農業委員の安齋秀明さ

ん、齋藤政治さん、推進委員の渡邊孝彦さん、菅沢政隆さん、安齋菊雄さん、菅野稔さん、私の7名で譲渡人の[]さんおよび譲受人の[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容については事務局説明のとおりでございます。審査の結果、特に問題は認められないため許可相当と判断いたしました。審議の方よろしく願いたします。

4番（菅野正寿）委員 4番菅野正寿です。議案第46号番号2について、調査結果を報告いたします。8月18日午前8時30分より、菅野哲雄推進委員とともに現地にて確認をいたしました。譲渡人の[]さん、譲受人の[]さんも立ち会っていただき、この[]さんの隣のところで畑を[]さんが耕作しておったので、この引き続き一枚の田んぼを[]さんが耕作したいということで、この案件であります。なんら問題もないと判断いたしましたので許可相当と判断いたしました。よろしく願いたします。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第46号、番号1から番号2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第46号、番号1から番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第5、議案第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第47号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和6年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号1、事後申請になります。平成3年頃に整備した駐車場が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、事後申請になります。昭和41年から平成19年にかけて建築した住宅等が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上

必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、事後申請になります。昭和52年頃に整備した進入路が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号4、事後申請になります。平成13年頃に整備した駐車場が違反転用状態であることが判明したため、申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（松本 太）委員 12番松本です。議案47号番号1について調査内容を報告いたします。8月17日土曜日午前9時より現地にて、XXXXXXXXXXさんから菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりです。顛末書も出ており許可やむなしと判断いたしましたので皆様の

ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

11番（川口美奈子）委員 11番川口美奈子です。議案第47号番号2について調査内容をご報告いたします。8月16日午前11時30分から佐藤会長とともに聞き取りおよび現地調査を行いました。申請人の[]さんのお母様に立ち合いをいただき、内容についてご説明いただきました。今回の案件は相続手続きの際に違反転用が判明したとのことでした。顛末書も出ており、今後の農地法遵守も約束いただいていることから、許可やむなしと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

続きまして、番号3について調査内容をご報告いたします。8月17日午前11時30分から、推進委員の渡邊一正さんとともに現地調査を行いました。顛末書により違反経緯についても確認いたしております。申請人の[]さんから電話で今後の法令遵守もご確約いただいていることから、今回の申請はやむを得ず許可することができるものと判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

6番（安齋秀明）委員 6番安齋です。議案第47号番号4について調査内容を報告します。8月18日午後1時ごろより、安達地区農業委員4人と推進委員3人、7人で申請人の[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。本件は違反転用状態の解消に向けた追認案件で、顛末書にて違反経緯についても確認いたしました。違反転用農地における事業の必要性は認められる内容であり、また今後の農地法厳守も確約し

ていることから、今回の申請はやむを得ず許可することができるものと判断いたしました。以上です。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第47号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第47号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第6、議案第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。本議案中、番号2について、委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第48号、番号2を審議することとしますので、

委員の退席を求めます。

(委員 退席)

議長（佐藤勝則）会長 議案第48号、番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書8ページをご覧ください。

議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号2、一時転用になります。イベント開催にあたり、駐車場の不足が見込まれるため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

33番（菅野 稔）委員 33番菅野でございます。議案第48号番号2についての調査内容を報告いたします。8月18日午後1時30分ごろより安達

地域の農業委員3人、齋藤政治さん、阿部正彦さん、安齋秀明さん、そして推進委員菅沢政隆さん、安齋菊雄さんそして私6人で借受人の東北赤そば祭り実行委員会代表、先程除斥されました[]さんから聞き取りを行いまして、現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりでございます。貸付人の[]さんは施設に入所しておられますので、息子さんより確認を取りました。あと貸付人もう一人[]さんには電話にて確認を取りました。調査の結果、特に問題等ないため許可が適当と考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 それでは採決いたします。

議案第48号、番号2について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第48号、番号2については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

[]委員の除斥を解きます。

(委員 復席)

議長（佐藤勝則）会長 次に、議案第48号、番号2を除く10件を審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。

番号1、非常時に電力を供給できる蓄電池の設置を申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号3、一時転用になります。公共工事を行うにあたり、資材置場、駐車場が必要となったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

つづきまして、議案書9ページから13ページにかけてご覧願います。

番号4から番号11、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

11番（川口美奈子）委員 11番川口美奈子です。議案第48号番号1について調査内容をご報告いたします。8月18日午後2時から推進委員の國分さんとともに譲渡人の■■■■さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。なお、譲受人の代理人であります、■■■■司法行政書士事務所事務局の■■■■さんに電話をいたしまして申請内容に間違いがないことを確認いたしました。調査の結果特に問題がないため、許可相当と考えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

3番（遠藤康子）委員 3番遠藤康子です。議案48号番号3について調査内容を報告いたします。8月15日午前9時20分より、推進委員三浦一也さんとともに貸付人■■■■さんより聞き取りおよび現地調査を行いました。借受人の有限会社■■■■現場管理人の■■■■さんは当日お盆で連絡が取れず、8月19日に電話で聞き取りをいたしました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様方の審議よろしくお願いいたします。

つづきまして、議案48号4番、5番、6番については、譲渡人ならびに譲受人ともに同じ方々なので一括して調査内容を報告いたします。8月15日午前8時25分より、推進委員三浦一也さんとともに譲渡人■■■■さん、譲渡人■■■■さん、譲渡人■■■■さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。譲受人の株式会社■■■■代表取締役■■■■さんはお盆休みで来られないと

のことでしたので、同日電話で聞き取りをいたしました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と考えます。皆様方の審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案48号7番について調査内容を報告いたします。同じく8月15日午前9時より、推進委員三浦一也さんとともに譲渡人[]さん、[]行政書士法人担当[]さんから聞き取りおよび現地調査を行いました。譲渡人[]さんは仕事でしたので、お母様に立ち合いをお願いしましたが、高齢で立ち合いは困難とのことでしたので、電話で聞き取りをいたしました。譲受人の株式会社[]の担当の[]さんとは18日に電話で聞き取りをいたしました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、特に問題がないため許可相当と思います。皆様方の審議よろしくお願いいたします。

7番（遠藤伝栄）委員 7番遠藤伝栄です。議案第48号番号8について調査内容を報告いたします。8月16日の午後2時から譲渡人の[]さん、それから、[]行政書士法人の担当の[]さんの出席のもと、大内和長農業委員、それから佐久間栄吉推進委員、佐藤薫推進委員とともにですね、現地を確認し、[]くんそれから[]との担当の[]さんから内容をお聞きいたしました。譲受人の[]については、お盆ということで、連絡が取れないということで行政書士法人の担当から話をお聞きしました。内容的には特に問題は無く許可相当と考えます。皆様のご

審議よろしくお願いたします。

続きまして、番号9について調査内容を報告いたします。[redacted] 行政書士法人の担当とそれから大内和長農業委員、佐久間栄吉推進委員、それから佐藤薫推進委員と私と、それから譲渡人の [redacted] さん、 [redacted] さんの出席のもと現地を確認いたしました。周辺の住民の方々につきましては、会社のほうで、こういったものが建つんだと特に畑等はいじらないで太陽光を設置するというので全員に説明があったようでございました。そういった内容でございましたので我々も許可相当ということで判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

16番（大内和長）委員 16番大内です。議案第48号番号10番と11番について調査内容を報告いたします。8月16日午後1時30分から、推進委員の佐藤薫さん、それから私と行政書士の [redacted] さん、それとあと譲受人の [redacted] から盆休みを返上しても来てくれという電話をしまして、それで担当営業であります [redacted] さんにご出席をいただきまして現地を確認いたしました。特にこの場所については、周辺農地それから周辺の住宅へ影響を及ぼすような場所ではないということなので、特に問題ないと判断いたしましたので許可相当と判断いたしました。なお、譲渡人の [redacted] さんにつきましては高齢の一人暮らしということもありまして、ちょっと心配になりまして14日のお盆の日に直接自宅に行きまして本人より確認をしてみました。間違いないです太陽光を作りますというふうなことでしたのでその

点については問題ないと思っております。

それから11番につきましては、同じ日に[REDACTED]の[REDACTED]さんにつきましては担当区域ではないということで私と推進委員の佐藤薫さんそれから行政書士の[REDACTED]さん、それと譲渡人の[REDACTED]さん、4人で現地を確認しました。この場所につきましても特に周辺農地に影響を及ぼすような場所ではないということで許可適当と判断をいたしました。

なお、今回岩代地域ですでに7カ所の太陽光エネルギーの申請あがっています。これについてはお盆休みでちょうど譲受人の会社の方も来られないような状況ではあったんですが、これについては出来るだけお願いをしましたけれども現地に立ち会っていただくようにはお願いをしていましたので、今後そういうふうな方向で進めていきたいと思えます。以上です。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

4番（菅野正寿）委員 議案第48号番号1の農地転用の蓄電池設備ということで、今までこういう転用目的はあんまりなかったわけなんですけど、面積もかなりの面積なんですけど、これも蓄電池、太陽光なのか今後これどういう周辺には影響ないのか事業者から事務局なりで話は聞いたのか、概要をもうちょっと詳しく説明してもらってもいいのかなと思えますがどうでしょう。

議長（佐藤勝則）会長 3000平米超えてんだもんね。これね。では事務局説明をお願いします。

事務局 事務局よりご説明いたします。8ページ議案第48号番号1の蓄電池設備について、こちらの蓄電池については非常用のバッテリー型の蓄電池を設置するというのですが、イメージとしてコンテナ型で地面に直接設置するような電池を普段常設しておりまして、非常時停電の際には送電線に設置をして電力を各家庭、事業所へ送電できるような想定をしているとのことでした。

議長（佐藤勝則）会長 ただいまの回答でよろしいでしょうか。

4番（菅野正寿）委員 もうちょっと詳しく面積がかなりですよ。

議長（佐藤勝則）会長 ただいまの質問に対しまして、事務局が申請書類を確認しますので、その間、暫時休議いたします。

（休議）

議長（佐藤勝則）会長 それでは再開いたします。

事務局 設備の概要等資料に基づいて、説明させていただきます。蓄電池システム1台あたり8000キロワットアワーの設備が36台設置されるほか、送電設備及び資材置場等含めて3774平米が必要となっております。また、申請面積が3000平米を超えておりますので、今後8月26日の県農業会議の常設審議委員会でも審議される案件となります。補足ですがご説明させていただきます。事務局からの説明は以上です。

11番（川口美奈子）委員 補足ですが、周辺に農地が無かったような状況

ですので、そういった面では影響がないという判断をいたしました。以上です。

事務局 ただ今、川口委員から追加で説明をいただきましたので、補足説明させていただきます。周りに農地がないということで排水等の影響、周辺農地へ及ぼす影響もないというご意見だと思いますのでよろしく願いいたします。

議長（佐藤勝則）会長 ということなんですけども、納得できましたか。

4番（菅野正寿）委員 納得じゃなくてわかりました。

議長（佐藤勝則）会長 その他、質問意見等ございますか。

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第48号、番号2を除く10件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第48号、番号2を除く10件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第7、議案第49号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書14ページをご覧ください。

議案第49号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請が

あったので審議を求める。

令和6年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

番号1、作業内容の増加に伴い、一時転用期間を延長します。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

8番（菅野秀和）委員 8番菅野です。議案第49号番号1について調査の報告をします。内容は事務局説明のとおりです。なお、6月にも変更の申請があった議案です。8月16日の夕方に貸付人の■■■■さん、■■■■さんと連絡を取り、17日の午前10時から現地の確認をすることになりました。借受人の株式会社■■■■さんはお盆休みで連絡がつかず、19日に電話での確認を取りました。当日は■■■■さん■■■■さんと大野委員と私の4人で確認をしました。17日は台風7号の影響もあり、土砂が国道に流れ、小浜の■■■■の作業員の方がタイヤショベルなどを使って土砂の撤去の作業をしていました。確認中も県の土木事務所や農林事務所の方達も来て、このようなことの無いように使いますとのことでした。■■■■さん■■■■さんも、水はしょうがないけど土砂は流れないようにしてもらわないと困るとのことでしたので、19日の■■■■さんとの電話の内容なんですが、工事の担当の方と連絡を取り、内容を話したうえで沈砂池をつくって土砂が流れないようにして作業に入りますとのこと

したので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（佐藤勝則）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第49号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（佐藤勝則）会長 全員賛成ですので、議案第49号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（佐藤勝則）会長 次に、日程第8、議案第50号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 事務局よりご説明いたします。議案書15ページをご覧ください。

議案第50号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規

定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年8月20日提出 二本松市農業委員会会長 佐藤勝則。

今回の告示は、8月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書17ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、安達地区2筆、計1,009平方メートル。東和地区2筆、計419平方メートル。合計4筆、計1,428平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書15ページの番号1から番号2になります。

また、議案書15ページの番号1から番号2については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号2につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（佐藤勝則）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（佐藤勝則）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第50号、番号1から番号2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(佐藤勝則) 会長 全員賛成ですので、議案第50号、番号1から番号2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長(佐藤勝則) 会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和6年第9回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告 午後2時55分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和6年8月20日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員